

品質管理委員会運営細則

(制 定 平成 11 年 1 月 19 日)

最終変更 平成 27 年 8 月 7 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、品質管理委員会規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、品質管理委員会（以下「委員会」という。）並びに品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームの運営に必要な事項について定める。

第 2 章 品質管理委員会

(委員会の招集)

第 2 条 委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、各委員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事進行)

第 3 条 委員会の議事は、委員長又は委員長が指名する委員が進行する。

(委員会の議決)

第 4 条 委員会は、委員（規則第 14 条第 1 項に規定する利害関係がある委員を除く。）の過半数の出席がなければ審議することができない。

2 委員会の議決は、出席委員（前項の利害関係のある委員を除く。）の過半数をもってする。

3 委員会は、規則第 10 条第 2 項第一号から第三号までに掲げるものについては、会員外の委員 1 人以上が出席しなければ、議決することができない。

(利害関係者)

第 5 条 規則第 14 条第 1 項二号に規定する細則に定める関係は、委員会の委員が事案の審査に当たり、その公正性を疑われる事情又は関係があると委員会が認めたときとする。

2 委員は、審査の公正性を疑われるおそれがあると思料するときは、委員会の承認を経て審査を回避することができる。

3 前項の規定により、審査を回避した委員は、規則第 14 条第 1 項に規定する利害関係のある委員とみなす。

4 委員長が規則第 14 条第 1 項に規定する利害関係に該当した場合（前項の規定によ

り利害関係がある委員とみなされる場合を含む。) においてはあらかじめ委員会で定めた者がその職務を代行する。

(委員会の議事録)

第6条 議事録は委員会の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所
- 二 委員会の出席者
- 三 議事の経過及び結果

(委員会への参考人の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(品質管理審議会への報告)

第8条 会則第123条第5項の規定により委員会が報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委員会が品質管理レビューの対象とした公認会計士又は監査法人の数
- 二 品質管理レビューの実施状況又は実施結果
- 三 品質管理レビューの結果の通知状況及び改善状況
- 四 上場会社監査事務所部会への登録申請の件数(準登録事務所としての登録申請を含む。)
- 五 上場会社監査事務所部会の審査の状況及び同部会への登録件数(準登録事務所としての登録件数を含む。)
- 六 会則第131条第1項の規定による措置及び会則第132条第1項の規定による取扱いの状況
- 七 会則第132条の2第1項の規定による指定、同条第2項の規定による名簿再登録制限者管理簿への記載、同条第5項の規定による指定解除及び同条第6項の規定による指定解除の取消しの状況
- 八 その他委員会の活動

(品質管理実施状況の報告)

第9条 規則第6条第1項の細則で定めるものは、品質管理実施状況の報告期限の属する品質管理レビュー実施年度、その前年度又は前々年度のいずれかの年度において、品質管理レビューを受けた監査事務所とする。

2 委員会は、規則第6条第2項の規定により監査事務所から報告された品質管理実施状況について検討する。

3 前項に規定する検討に関し必要な事項は、要領で定める。

(通常レビューにおける個別業務の選定基準)

第9条の2 規則第3条第2項の通常レビューにおける個別業務の選定基準は、委員会が別に定める。

(作業部会の設置)

第10条 委員会は、委員会の審議する事項に関し必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の構成員は、委員長が指名する委員、委員長が指名する品質管理審査部会の品質管理審査員及び会長が常務理事会の議を経て委嘱する会員(監査法人を除く。)とする。
- 3 作業部会は、委員会の議を経て廃止するものとし、作業部会が廃止された日をもって作業部会構成員としての任期は終了する。
- 4 作業部会の部会長は、委員会の委員である構成員のうちから委員長がこれを指名する。
- 5 作業部会の部会長は、作業部会を掌理する。
- 6 会則第23条(秘密を守る義務)の規定は作業部会について準用する。

第3章 品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会
及び品質管理特定事案検討部会

(品質管理審査部会の組織)

第11条 委員会は、規則第9条第2項に規定する審査事項に応じて、必要な数の品質管理審査部会(以下「審査部会」という。)を置くものとする。

- 2 各審査部会は、5人以上の構成員をもって組織する。
- 3 各審査部会の構成員は、委員長が指名する委員会の委員1人以上及び品質管理審査員とする。
- 4 前項の品質管理審査員は、会長が常務理事会の議を経て会員(監査法人を除く。)のうちから委嘱する。
- 5 委員長は、委員会の委員である各審査部会の構成員のうちから当該審査部会の部会長(以下「審査部会長」という。)各1人を指名する。
- 6 委員長は、各審査部会の品質管理審査員のうちから当該審査部会の副部会長(以下「審査副部会長」という。)各1人を指名する。

(品質管理審査部会の招集)

第12条 審査部会は、審査部会長が招集する。

- 2 審査部会長は、審査部会を招集しようとするときは、各構成員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(品質管理審査部会の議決)

第13条 審査部会は、構成員の過半数の出席がなければ審議することができない。

- 2 審査部会の議決は、出席した構成員の過半数をもってする。

(準登録事務所登録審査部会の組織)

第 13 条の 2 準登録事務所登録審査部会（以下「登録審査部会」という。）は、担当常務理事及び 4 人の品質管理審査員をもって組織する。

- 2 前項の品質管理審査員は、会長が常務理事会の議を経て会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。
- 3 委員長は、登録審査部会の構成員のうちから登録審査部会の部会長（以下「登録審査部会長」という。） 1 人を指名する。

(準登録事務所登録審査部会の招集)

第 13 条の 3 登録審査部会は、登録審査部会長が招集する。

- 2 登録審査部会長は、登録審査部会を招集しようとするときは、各構成員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(準登録事務所登録審査部会の議決)

第 13 条の 4 登録審査部会は、構成員の過半数の出席がなければ審議することができない。

- 2 登録審査部会の議決は、出席した構成員の過半数をもってする。

(品質管理特定事案検討部会の組織)

第 14 条 品質管理特定事案検討部会（以下「検討部会」という。）の構成員は、会長が常務理事会の議を経て会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。

- 2 委員長は、検討部会の構成員のうちから検討部会の部会長（以下「検討部会長」という。） 1 人を指名する。

(品質管理特定事案検討部会の招集)

第 15 条 検討部会は、検討部会長が招集する。

- 2 検討部会長は、検討部会を招集しようとするときは、各構成員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(会則の準用)

第 16 条 会則第 23 条（秘密を守る義務）及び第 80 条（利害関係者の排除）並びに第 139 条第 11 項及び第 13 項（任期）の規定は、審査部会、登録審査部会及び検討部会について準用する。

(利害関係)

第 17 条 前条において準用する会則第 80 条に規定する審査部会、登録審査部会及び検討部会の構成員の利害関係は、委員会の委員の利害関係の例によるものとする。

第4章 レビューチーム

(レビューアーの任期)

第18条 レビューアーの任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(レビューチームの組織)

第19条 レビューチームに、主席レビューアー、副主席レビューアー及び主査レビューアーを置く。

2 主席レビューアー及び副主席レビューアーは、レビューアーのうちから公認会計士法第2条第1項の業務の管理に十分な実績をもつ者を会長が指名する。

3 主査レビューアーは、レビューアーのうちから公認会計士法第2条第1項の実務に十分な経験をもつ者を会長が指名する。

附 則

1 この細則は、平成11年1月20日から施行する。

2 第13条及び第14条の規定にかかわらず、この細則施行後最初に開催される審議会は、本会の会長が招集し、審議会長決定までの間の審議会の議事を進行する。

附 則 (平成16年4月6日改正)

この改正規定は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年6月13日改正)

この改正規定は、平成17年6月14日から施行する。

附 則 (平成19年3月1日改正)

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日改正)

1 この改正規定は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この改正規定による改正後の第16条において準用する会則第139条の規定にかかわらず、施行日以後最初に委嘱する品質管理審査部会の委員並びに品質管理特定事案検討部会の構成員の任期は、施行日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。

3 会長は、施行日前においても、この改正規定による改正後の第11条第4項及び第14条第1項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成27年6月17日改正)

1 この改正規定は、平成27年6月18日から施行する。

2 この改正規定による改正後の規定は、平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。

附 則 (平成27年8月7日改正)

この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日(平成

27年9月17日) から施行する。